

平成20年7月18日

各位

愛知県環境部資源循環推進課長

産業廃棄物マニフェスト制度等に係る説明会の開催について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第23号）が平成18年7月26日に公布され、本年度から前年度に交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況報告を毎年6月30日までに県知事又は政令市長に提出することが義務付けられました。

昨年度には改正の内容等の説明と併せて電子マニフェスト制度の普及促進を図るため説明会を開催し、本年度も引き続き普及に努めているところです。

つきましては、本年度も下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご参加いただくとともに、貴団体に所属する会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 日時

- ・ 東三河会場：平成20年8月21日（木）13時30分から15時30分まで
- ・ 尾張会場：平成20年9月10日（水）13時30分から15時30分まで
- ・ 西三河会場：平成20年9月11日（木）13時30分から15時30分まで

2 場所及び定員

- ・ 東三河会場：ライフポートとよはし 中ホール（306名）
- ・ 尾張会場：ウィルあいち ウィルホール（800名）
- ・ 西三河会場：愛知県西三河総合庁舎 10階 大会議室（250名）
（会場案内は別図のとおり）

3 説明会内容

- ・ 廃棄物の適正な処理について[説明者：県]
- ・ 電子マニフェストの仕組みと運用[説明者：（財）日本産業廃棄物処理振興センター]
- ・ 電子マニフェスト運用事例紹介[説明者：豊田通商株式会社]

4 申し込み方法

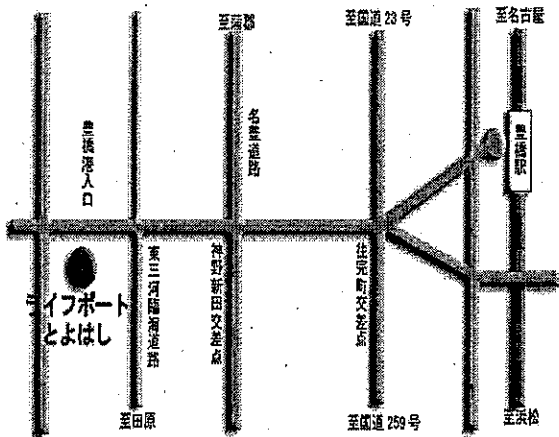
別紙様式により平成20年8月1日（金）までに愛知県へファックス（FAX:052-953-7776）で申し込んでください。なお、会場定員の都合でご希望の会場とはならない場合がありますのでご承知おきください。また、第2希望の会場に変更いただく場合及び満員の場合は、ご連絡いたします。

（連絡先：愛知県環境部資源循環推進課 廃棄物監視指導室 指導グループ

TEL:052-954-6236[直通]）



東三河会場



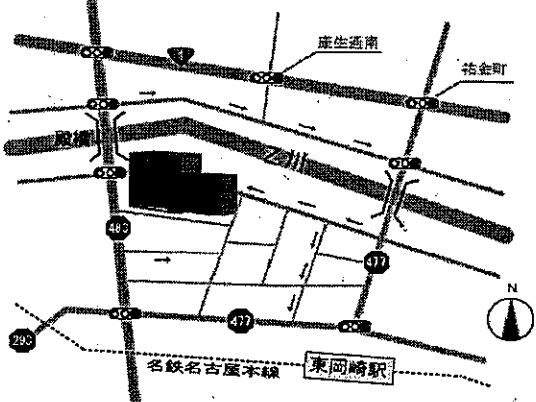
豊鉄バス：豊橋駅西口より神野ふ頭線で約 20 分
豊橋駅より南西、車で約 15 分（駐車場 520 台）
住所：豊橋市神野ふ頭 3-22
電話：0532-33-2111

尾張会場



地下鉄「市役所」駅 2番出口より東へ徒歩約10分
名鉄瀬戸線「東大手」駅 南へ徒歩約8分
基幹バス「市役所」下車 東へ徒歩約10分
市バス幹名駅1「市政資料館南」下車 北へ徒歩約5分
住所：名古屋市中区上堅杉町1番地
電話：052-962-2511

西三河会場



名鉄「東岡崎」駅から徒歩5分
住所：岡崎市明大寺本町1-4
電話：0564-23-1211（代）

注) 尾張会場、西三河会場については、駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください。

別紙様式

産業廃棄物マニフェスト制度等に係る

説明会出席申込書

愛知県環境部資源循環推進課
 廃棄物監視指導室指導グループあて
 F A X : 0 5 2 - 9 5 3 - 7 7 7 6

※申込書様式は、「あいちの環境(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>)」の「お知らせ」からダウンロードできます。

1 希望会場（第1希望、第2希望まで○を付けてください。）

会場名	月 日	第1希望	第2希望
東三河会場	8月21日(木)		
尾張会場	9月10日(水)		
西三河会場	9月11日(木)		

2 出席者

会社名等			
所在地・住所	(〒)		
所属名	職名	氏名	連絡先:電話・FAX